

## パブリックコメントに対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<p>中小監査法人または会計事務所のクライアントの多くは中小企業であるが、日本の中小企業の多くは大企業に引けを取らない事業を展開しており、企業会計のレベルや会計監査に求められる品質も決して劣るものではない。</p> <p>また、公認会計士試験合格者にとっては、たとえ大手企業でも一般事業会社で会計処理作業をするよりも、中小監査法人または会計事務所での監査業務に従事することが有益である。</p> <p>したがって、対象企業の資本金の要件緩和だけでなく、中小監査法人又は会計事務所での実務従事を実務従事の要件として明記していただきたい。</p>	<p>公認会計士若しくは監査法人を補助する「業務補助」の要件については、現行の業務補助等に関する規則第2条第1項において、1年につき2以上の法人（金融商品取引法上、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることとなっている場合又は会社法上の会計監査人設置会社で資本金額1億円を超える株式会社の場合には、1社以上）の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならないと規定されています。</p> <p>この場合の補助対象である「公認会計士」、「監査法人」に関して規模等の要件は特段定められていないことから、ご指摘のように中小監査法人又は会計事務所において監査業務に従事する業務補助についても、現行規定上、実務経験としての対象となります。</p>
<p>公認会計士試験合格者が、企業の財務分析を通じ、企業会計基準等の開発業務に携わった場合、当該業務が実務従事に該当するか。</p>	<p>ご質問の業務については、基本的には実務従事として認められるものと考えます。</p>
<p>使用者の指揮命令がなければ十分な実務経験を積むことが困難であると思われることから、雇用ではない「請負・委任」の形態については、「実務従事」として認めるべきではない。</p>	<p>「実務従事」については、雇用や契約の形態ではなく、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験としての内容を実質的に満たしているかどうかが重要であると考えます。</p>
<p>公認会計士登録に必要な実務要件の緩和策に賛成です。</p> <p>本案の緩和策に関する実務であれば、公認会計士として十分な実務を積んでいると思われるためです。</p> <p>形式的な実務の範囲で公認会計士登録を過度に規制すべきでないため、本案の緩和策は最善の措置と考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p>